

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
室長 補佐 島村 力夫 (内線 2898)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年9月4日(16:00)

台風12号による被害にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災害の概要

台風12号による被害により、鳥取県及び三重県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、鳥取県及び三重県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町 (とうはくぐんゆりはまちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう)	9月3日	台風12号による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【三重県】 ※熊野市 (くまのし) ※南牟婁郡御浜町 (みなみむろぐんみはまちょう) ※南牟婁郡紀宝町 (みなみむろぐんきほうちょう)	9月2日		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等